

アメリカ元副大統領＝アル・ゴア講演会 会場前の宣伝行動 やり抜く

8月28日、東京地裁は管財人・JALの「争議権を確立したら企業再生支援機構は3500億円の出資はしない」という発言が不当労働行為に当たるとした都労委命令を不服として行政訴訟をしていた裁判で、都労委命令どおり不当労働行為にあたるという判決を下しました。これは更生計画の事業縮小に伴う人員削減の労使協議中の整理解雇方針発表に対するスト権確立に関してであり、この解雇事件での初の労組側の司法の場での勝利にも当たります。



165名不当解雇事件については高裁不当判決を受け、最高裁闘争中ですが、これにも大きな影響を与える重大な勝利です。これを機に全面的勝利を勝ち取るため、

緊急行動が行われました。



9月29日、河原町御池のホテルオークラにて稲盛財団結成30周年記念の1000人規模の講演会(アメリカ元副大統領＝アル・ゴア講演会)が開かれました。その開演時間にあわせて、支援の労働組合や「JAL闘争を支える京都の会」など「日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議」約30人がホテルオークラ前で



宣伝行動をおこない、JAL客乗原告団の内田妙子団長と事務局次長の鈴木圭子さんが参加しました。要請団がホテルオークラの中に入り、

稲盛財団の責任者に要請書を手渡しました。今後も勝利するまで闘い続けましょう。



稲盛財団の責任者に要請書を手渡しました。今後も勝利するまで闘い続けましょう。

JAL闘争勝利キャラバン

京都受け入れ

9月25日、「日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議」は「JAL闘争勝利キャラバン京都受け入れ」をおこない、「JAL闘争を支える京都の会」からも参加しました。

午前9時30分 JR京都駅前 宣伝行動開始



午前11時 四条烏丸 宣伝行動と稲盛財団申し入れ



午後1時30分 京セラ本社前宣伝行動と申し入れ



(申し入れにむかうJAL原告団)

その後、午後3時30分よりJR二条駅西口で宣伝行動